

騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における
自動車騒音の限度を定める総理府令による区域の区分

平成十二年三月二十七日 名古屋市告示第八十九号

騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令（平成十二年総理府令第十五号）別表備考に基づき、区域の区分を次のように定め、平成十二年四月一日から施行する。

なお、昭和六十一年名古屋市告示第百九号は、平成十二年三月三十一日限り廃止する。

一 a 区域

昭和六十一年名古屋市告示第百六号（騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第三条第一項の規定に基づく地域の指定）により指定した地域（以下「指定地域」という。）のうち第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域

二 b 区域

指定地域のうち第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域の定められていない地域

三 c 区域

指定地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

備考

第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定による都市計画において定められた同法第八条第一項第一号の地域をいい、都市計画区域で用途地域の定められていない地域は、同法第五条第一項の規定により指定された都市計画区域であって同法第八条第一項第一号に規定する用途地域の定められていない地域をいう。